瀬戸内市道路占用料徴収条例(平成16年瀬戸内市条例第156号)新旧対照表

現行

別表(第4条関係)

占用料額

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 560
	第2種電柱		860
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		500
	第2種電話柱		800
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		50
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420

改正後

別表(第4条関係)

占用料額

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 570
	第2種電柱		880
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		820
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	310
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		430

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		300
	外径が1.0メートル以上のもの		600
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条第1	上空に設ける通路		1,000

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	900
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		31
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		220
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		310
	外径が1.0メートル以上のもの		610
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
法第32条第1	上空に設ける通路		450

項第5号に掲げる施設	地下に設ける通路			610
	その他のもの			1,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	20
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	200
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	200
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000
	標識		1本につき1年	800
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20
		その他のもの	1本につき1月	200
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000
		その他のもの		1,000

項第5号に掲げる施設	地下に設ける通路			270
	その他のもの			1,000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	90
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900
	標識		1本につき1年	820
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	90
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900
		その他のもの		450

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	1,000
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	200
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		100

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	1,000
令第7条第3号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	90
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		100